

○岡山市立図書館条例施行規則

昭和58年4月13日

市教育委員会規則第9号

改正 昭和59年2月22日市教育委員会規則第2号

昭和59年4月1日市教育委員会規則第7号

昭和63年12月28日市教育委員会規則第5号

平成2年12月25日市教育委員会規則第8号

平成3年9月5日市教育委員会規則第11号

平成4年9月8日市教育委員会規則第13号

平成5年1月27日市教育委員会規則第1号

平成6年8月1日市教育委員会規則第7号

平成7年3月31日市教育委員会規則第9号

平成8年3月29日市教育委員会規則第3号

平成9年3月25日市教育委員会規則第4号

平成9年3月31日市教育委員会規則第8号

平成10年3月31日市教育委員会規則第8号

平成12年2月18日市教育委員会規則第9号

平成12年3月15日市教育委員会規則第12号

平成15年2月25日市教育委員会規則第5号

平成15年3月31日市教育委員会規則第15号

平成17年3月15日市教育委員会規則第15号

平成17年3月31日市教育委員会規則第29号

平成18年12月26日市教育委員会規則第26号

平成21年3月24日市教育委員会規則第8号

平成22年2月23日市教育委員会規則第3号

平成22年3月23日市教育委員会規則第7号

平成22年4月1日市教育委員会規則第14号

平成23年3月22日市教育委員会規則第1号

平成23年6月1日市教育委員会規則第14号

平成26年3月25日市教育委員会規則第1号

平成29年6月26日市教育委員会規則第12号

平成30年8月22日市教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市立図書館条例（昭和58年市条例第18号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、岡山市立図書館（以下「図書館」という。）の運営及び事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 中央図書館に次の職員を置く。

(1) 館長

(2) 館長補佐

(3) 司書

2 中央図書館に主査，副主査，主任，主任自動車技師，主任用務技士，自動車技師及び用務技士を置くことができる。

3 地区館及び分館に館長，主査，副主査，主任，主任用務技士，司書及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条 岡山市立中央図書館の館長（以下「中央図書館長」という。）は、館務を掌理し、所属職員（地区館，分館及び岡山市公園条例（昭和35年市条例第11号）第2条の7に規定する西大寺緑花公園緑の図書室の職員を含む。第2項において同じ。）を指揮監督する。

2 館長補佐は、中央図書館長を補佐し、所属職員を指揮監督するとともに、中央図書館長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 館長補佐は、上司の命を受けて館の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4 主査，副主査及び主任は、上司の命を受けて館の事務のうち特定の事項を処理し、職員を指揮監督する。

5 主任自動車技師は、上司の命を受けて自動車運転等の業務に従事するとともに、当該

業務について職員を指揮監督する。

- 6 主任用務技士は、上司の命を受けて館の用務に従事するとともに、当該業務について職員を指揮監督する。
- 7 自動車技師は、上司の命を受けて自動車運転等の業務に従事する。
- 8 用務技士は、上司の命を受けて館の用務に従事する。
- 9 司書は、上司の命を受けて専門的事務に従事する。
- 10 その他の職員は、上司の命を受けて館務に従事する。

(事務分掌)

第4条 中央図書館は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 施設設備の維持管理に関すること。
 - (2) 予算の経理に関すること。
 - (3) 文書の收受発送及び保存に関すること。
 - (4) 調査、統計及び記録に関すること。
 - (5) 広報及び宣伝に関すること。
 - (6) 地区館、分館、配本所等との事務連絡に関すること。
 - (7) 館内奉仕に関すること。
 - (8) 館外奉仕に関すること。
 - (9) 図書館関係施設及び類縁機関との相互協力に関すること。
 - (10) 文化活動に関すること。
 - (11) 利用者の秩序維持に関すること。
 - (12) 利用の調査及び統計に関すること。
 - (13) 資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
 - (14) 寄贈資料の受入れ及び処理に関すること。
 - (15) 資料の製本及び修理に関すること。
 - (16) 西大寺緑花公園緑の図書室に関すること。
 - (17) その他、地区館分館の所管に属しない事務に関すること。
- 2 地区館及び分館は、前項第1号から第15号までに掲げる事務を所掌する。
- (指定管理者の募集)

第5条 教育委員会は、条例第2条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
 - (2) 指定期間
 - (3) 選定基準
 - (4) 施設の管理基準、業務の範囲等指定管理者が行うべき事務の内容
 - (5) その他教育委員会が定める事項
- (指定管理者の指定の申請)

第6条 条例第3条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式)を教育委員会に提出して行わなければならない。

2 条例第3条第1項に規定するその他教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
 - (2) 法人その他の団体の経営状況を明らかにする書類
 - (3) 法人にあつては法人登記簿の登記事項証明書又は登記簿謄本
 - (4) その他教育委員会が必要と認める書類
- (事業報告書の提出)

第7条 条例第4条第5号に規定するその他教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 駐車場使用料の減免及び還付の状況
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

2 指定管理者は、毎月、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、教育委員会が指定する日までに、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 月間の駐車場利用者数
- (2) 月間の駐車場使用料の収入、減免及び還付の状況
- (3) 実施した事業の内容
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

(開館時間)

第8条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

岡山市立中央図書館	午前10時から午後6時まで 木曜日は午前11時から午後7時まで
岡山市立幸町図書館	午前10時から午後8時まで 土曜日、日曜日は午前10時から午後6時まで
岡山市立浦安総合公園図書館	午前10時から午後6時まで
岡山市立足守図書館	午前10時から午後6時まで 日曜日は午前10時から午後5時まで
岡山市立伊島図書館	午前10時から午後6時まで
岡山市立建部町図書館	午前10時から午後6時まで
岡山市立御津図書館	午前10時から午後6時まで
岡山市立瀬戸町図書館	午前10時から午後6時まで
岡山市立灘崎図書館	午前9時から午後5時まで

2 中央図書館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第9条 中央図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日当たる日を除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日まで
- (3) ばく書期（9月及び10月中に10日間）

2 中央図書館以外の図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1)

岡山市立幸町図書館	月曜日及び毎月の第2日曜日
岡山市立浦安総合公園図書館	月曜日及び毎月の第2日曜日
岡山市立足守図書館	水曜日
岡山市立伊島図書館	月曜日、水曜日及び毎月の第2日曜日

岡山市立建部町図書館	月曜日及び毎月の第2日曜日
岡山市立御津図書館	月曜日及び毎月の第2日曜日
岡山市立瀬戸町図書館	月曜日及び毎月の第2日曜日
岡山市立灘崎図書館	月曜日及び毎月の第2日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する「国民の祝日」並びにその前日及び翌日が「国民の祝日」である日。ただし、「国民の祝日」が前号に規定する休館日に当たるときは、その翌日

(3) 12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで

(4) ばく書期（9月及び10月中に10日間）

3 中央図書館長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時休館をすることができる。

(資料の閲覧)

第10条 図書館資料は、図書館内の所定の場所において自由に閲覧することができる。

ただし、館長が別に定めるものについては、この限りでない。

(資料の複写)

第11条 図書館資料の複写をしようとする者は、所定の複写申込書を館長に提出しなければならない。

2 図書館資料のうち、次に掲げるものは、複写することができない。

(1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触するもの

(2) 技術上複写をすることが困難なもの

(3) 前2号に掲げるもののほか館長が複写をすることを不相当と認めたもの

(資料の館外貸出)

第12条 図書館資料の館外貸出を受けようとする者は、中央図書館長が別に定める手続により、あらかじめ利用者カードの交付を受け、貸出しを受ける際に提示しなければならない。

2 図書館資料の館外貸出を受けることができる者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者とする。ただし、中央図書館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 館外貸出の図書館資料の種類、冊数及び期間は、中央図書館長が別に定める。

(館外貸出の停止)

第13条 中央図書館長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、一定期間資料の館外貸出を停止することができる。ただし、中央図書館長がやむを得ない理由と認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の記載によつて利用者カードの交付を受けた者
- (2) 故意により、資料を汚損し、又は紛失した者
- (3) 過失により、資料を汚損し、又は紛失した者で館長の指示する方法により弁償しなかつたもの
- (4) 正当な理由なく、期限内に資料を返却しなかつた者
- (5) その他館長が不相当と認めた者

(駐車場の使用時間及び休日)

第14条 条例別表に掲げる駐車場を使用できる時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

施設名	使用時間	休日
中央図書館駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで	12月29日から1月3日まで

(事務決裁)

第15条 事務決裁については、次項に定めるものを除き、岡山市教育委員会事務処理権限規則(平成23年市教育委員会規則第11号)に定めるところによるほか、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程(平成7年市教育委員会訓令甲第1号)の規定を準用する。この場合において「課長」とあるのは「中央図書館長」と、「課長補佐」とあるのは「館長補佐」と読み替えるものとする。

2 1件10万円未満の図書館資料の寄附採納に関する事項は、中央図書館長の専決事項とする。

(事務成績の報告)

第16条 中央図書館長は、その月の事務成績を翌月5日までに教育委員会に報告しなければならない。

(勤務時間等)

第17条 職員の勤務時間及び休憩時間は、別に定める。

2 前項に定めるもののほか、職員の服務に関しては、事務局職員の例による。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会の承認を得て中央図書館長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和58年4月27日から施行する。

2 岡山市立図書館規則（昭和39年市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則（昭和59年市教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年市教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年市教育委員会規則第5号）

この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成2年市教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年市教育委員会規則第11号）

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年市教育委員会規則第13号）

この規則は、平成4年9月8日から施行する。

附 則（平成5年市教育委員会規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年市教育委員会規則第7号）

この規則は、平成6年8月23日から施行する。

附 則（平成7年市教育委員会規則第9号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年市教育委員会規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年市教育委員会規則第4号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成9年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則（平成10年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市教育委員会規則第9号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市教育委員会規則第12号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年市教育委員会規則第15号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年市教育委員会規則第15号）

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年市教育委員会規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年市教育委員会規則第26号）

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成21年市教育委員会規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市教育委員会規則第3号）

この規則は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成22年市教育委員会規則第7号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市教育委員会規則第14号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第14号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成26年市教育委員会規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第29号）

この規則は、平成30年9月1日から施行する。ただし、岡山市立図書館条例施行規則第3条の規定は、公布の日から施行する。

様式（第6条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

岡山市教育委員会 様

の指定管理者の指定を受けたいので、岡山市立図書館条例第3条第1項の規定により申請します。

申請者	法人(団体)名称		
	代表者名	印	
	所在地		
	連絡先	担当者名	
電話番号			
会社概要・ 経営方針			
同種施設の 管理実績	施設名	所在地	管理開始年月日
	①	①	①
	②	②	②
	③	③	③
指定管理者に 申請した理由			

様式（第6条関係）